

市役所からのお知らせ

定住対策に関するお知らせ 新婚世帯の家賃の一部を助成します！

定住対策新婚世帯家賃助成金
仙北市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部を助成します。

空き家バンク制度

仙北市では、定住対策の一環として、田舎暮らしを希望される方に「空き家」の情報を提供しています。将来的にも使わない「空き家」を貸したい、売りたいと思う方は、市の空き家情報バンク「えぐきてけだんし」に登録をお願いします。

●問合せ／定住対策推進室（田沢湖庁舎） ☎（43）3315

- ① 助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出した新婚世帯
 - ② 平成27年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅を契約し、入居した方
 - ③ 年齢が婚姻届日現在で夫婦いずれも満50歳以下であること
 - ④ 夫婦ともに助成を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること
 - ⑤ 仙北市や従前の居住地で市税等の滞納がないこと
- 交付対象期間／交付申請のあった日の属する月の翌月から数えて36月目まで
- 助成額／家賃の2分の1以内（月額上限2万円）



仙北市定住応援情報「えぐきてけだんし」HP
<http://www.city.semboku.akita.jp/egukite/>
e-mail teijyu@city.semboku.akita.jp

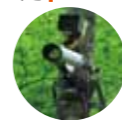
環境保全センターからのお知らせとお願い

6月5日☎から9月30日☎までの間、道路補修工事のため、田沢湖一般廃棄物最終処分場へ搬入ができません。お手数をおかけしますが、角館一般廃棄物最終処分場または西木一般廃棄物最終処分場をご利用ください。

「ゴミ出し」のお願い

- ◎ゴミ収集車はいつもの時間に来るとは限りません。収集もれの原因になりますので、必ず収集当日の朝8時まで出してください。
- ◎ゴミの分別が間違っていた場合など、収集業者が理由を記入した貼り紙をして、ごみを残し、適正なゴミ出しをお願いします。その様ことから、集積所を管理する上でも、必ず集積名・町内名と名前の記入をお願いします。
- ◎「ゴミを出す際には、お住まいの集落・町内で管理をしている集積所へ、集落・町内のルールに従い出してください（他の集落・町内の集積所へは出さないでください）。

「ゴミの不法投棄は犯罪です！」
雪解けと同時に、「ゴミの不法投棄に関する報告が多くよせられています。市では、不法投棄監視員を委嘱し、随時、監視や発見に努めています。後を絶たないのが現状です。ゴミを不法投棄した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（行為者を監督する法人に対しては3億円以下）の罰金に処せられます。仙北市を訪れる方々を、気持ちよく迎えるためにも、「ゴミのポイ捨てや不法投棄は絶対にやめましょう。」



「ゴミの不法投棄対策に監視カメラを設置しました」
不法投棄の抑止と監視を目的に監視カメラを設置しています。市では、特に悪質な不法投棄に対して、県や警察と連携し行為者の特定や取り締まりを行っています。

●問合せ／環境保全センター（角館町園田） ☎（54）3305
▼市民生活課（角館庁舎） ☎（43）3308

児童手当受給者の方へ 「現況届」を提出してください

児童手当を受給している方は、6月1日現在の状況について「現況届」を提出していただく必要があります。引き続き児童手当を受給する要件があるかどうかを確認するためです。該当する受給者には6月上旬に通知しますので、ご確認ください。

●提出期限／6月30日☎

ご注意ください！

出生や転入があった場合などは、15日以内の届出が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります。

●問合せ／子育て推進課 家庭援護係（西木庁舎） ☎（43）2280

6月は「男女共同参画推進月間」です

男だから、女だから、ではなく、みんなが力を出し合いあらゆる分野で活躍できる環境をつくるのが大切です。この機会に男女共同参画について考えてみませんか。

●設置期間／6月30日☎まで
●図書の一例／▼《田沢湖図書館》

「今日から怒らないママになれる本」川井道子 ほか ▼《学習資料館》「小さなお店のつくり方」育児しながら起業編「まちとこほか」▼《西木公民館》「張扇一筋ジェンダー講談」宝井琴桜 ほか

※このほか多数選定しています。
●問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎（43）1112

ネコや犬が原因の ご近所トラブルが増えています！



動物を飼うことは、動物の命を預かることとなります。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにし、動物の命が終わるまで適切に飼う（終生飼養）とともに、ご近所に迷惑をかけるないようにする責任があります。モラルとマナーを忘れずに！

「のらネコ」にはえさをあげないで！

『かわいそう』という気持ちから、のらネコにエサをやり始めると必ず増えていきます。そしてそれが「鳴き声が気持ち悪い」「フン尿で汚された」「庭や家屋を荒らされた」等々のご近所トラブルの原因となります。

一度こじれてしまったご近所との関係は、なかなか元には戻りません。トラブルにならないために、のらネコへのエサやりは絶対にやめましょう。町内会で『のらネコにはえさをやらない』などのルールを作るのも一つの方法です。

「のらネコ」にえさをあげてしまったら
えさをあげている方の『飼い猫』と同様の扱いになります。ご近所に迷惑がかからないよう、最後まで責任を持って飼育してください。

犬の放し飼いは絶対にやめましょう

犬の放し飼いは、「動物の愛護及び管理に関する法律」によって禁止されています。飼っている動物が逃げたり迷子になると、その動物や周りの人が危険にさらされるだけでなく、農作物へも悪影響を及ぼすことがあります。

飼い犬のフンは

飼い主の責任で後始末を！
散歩中のフンは、ビニール袋などに入れて、飼い主の責任で必ず持ち帰りましょう。

●問合せ／市民生活課（角館庁舎） ☎（43）3308

- 申込・問合せ／市立田沢湖病院
総務管理課 ☎(43) 11331
- その他／要項等詳細は病院ホームページをご覧ください。
- 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることできない者
- 日本国籍を有しない者
- 次の欠格事項に該当する方は受験できません。

- 試験会場／市立田沢湖健康増進センター 栄養相談室（市立田沢湖病院併設）
- 試験日／7月25日（日）
- 受付期間／7月17日（金）まで
- 試験会場／市立田沢湖健康増進センター 栄養相談室（市立田沢湖病院併設）
- 試験日／7月25日（日）
- 受付期間／7月17日（金）まで

- 申込・問合せ／市立田沢湖病院
総務管理課 ☎(43) 11331
- その他／要項等詳細は病院ホームページをご覧ください。
- 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることできない者
- 日本国籍を有しない者
- 次の欠格事項に該当する方は受験できません。

- 申込・問合せ／市立田沢湖病院
総務管理課 ☎(43) 11331
- その他／要項等詳細は病院ホームページをご覧ください。
- 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることできない者
- 日本国籍を有しない者
- 次の欠格事項に該当する方は受験できません。

仙北市病院事業 平成28年度の職員を募集します

市立田沢湖病院

- 【募集職種・採用予定人数・受験資格】
- ① 看護師・3人程度
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、看護師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満40歳未満の者で、現に看護師免許を有し、保険医療機関等で看護師業務の経験がある者

市立角館総合病院

- 【募集職種・採用予定人数・受験資格】
- ① 薬剤師・2人程度
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、薬剤師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満35歳未満の者で、現に薬剤師免許を有し、保険医療機関等で薬剤師業務の経験がある者
- ② 臨床検査技師・1人程度
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、臨床検査技師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満25歳未満の者で、現に臨床検査技師免許を有し、保険医療機関等で臨床検査技師業務の経験がある者
- ③ 作業療法士・1人程度
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、作業療法士免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満30歳未満の者で、現に作業療法士免許を有し、保険医療機関等で作業療法士業務の経験がある者

- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、診療放射線技師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満30歳未満の者で、現に診療放射線技師免許を有し、保険医療機関等で診療放射線技師業務の経験がある者
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、診療放射線技師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満35歳未満の者で、現に看護師免許を有し、保険医療機関等で看護師業務の経験がある者
- ◎ 助産師・1人程度
- ◎ 新卒者／平成28年3月卒業見込みの学生で、助産師免許取得見込みの者
- ◎ 経験者／平成28年4月1日現在満30歳未満の者で、現に助産師免許を有し、保険医療機関等で助産師業務の経験がある者

- 申込・問合せ／市立角館総合病院
総務管理課 ☎(54) 21111
- その他／要項等詳細は病院ホームページをご覧ください。
- 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることできない者
- 日本国籍を有しない者
- 次の欠格事項に該当する方は受験できません。



戦没者等の遺族に対する第10回特別弔慰金について

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。仙北市では、遺族の高齢化や交通の利便性を勘案し、次のとおり各地区毎に請求を受け付けます。対象となる方は、日程表をご覧ください。

- 支給対象者／平成27年4月1日（基準日）で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

場所	月日
田沢出張所	6月15日、7月6日
田沢湖地域センター	6月16日・17日・18日 7月7日・8日・9日
神代出張所	6月19日・22日・23日 7月10日・13日・14日
上桧木内出張所	6月24日、7月15日
桧木内出張所	6月25日、7月16日
社会福祉課（西木庁舎）	6月26日・29日 7月17日・21日
角館地域センター【白岩地区】	6月30日、7月22日
【町部】	7月1日・23日
【雲然地区】	7月2日・24日
【中川地区】	7月3日・27日

※上記日程以外の請求受付は社会福祉課（西木庁舎）で受付します。

● 受付時間／9:00～16:00

- ① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の
 - (1) 父母 (2) 孫
 - (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
- ※戦没者死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。
- ④ 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。
- 請求期間／平成30年4月2日まで
- ※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなります。
- 請求に必要な書類等／社会福祉課に備えつけの請求書類、請求者の戸籍謄本ほか、請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるかの状況により、提出書類がこととなります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 問合せ／社会福祉課（西木庁舎）
☎(43) 22888

地籍調査事業についての お知らせとお願い

仙北市（角館地区）では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人間の戸籍にあたるものです。この地籍調査事業で、皆さまが所有する土地（宅地・田・畑・山林・原野）の正確な地図や台帳を作成することにより、災害などで境界が不明になっても容易に復元することが可能で、境界紛争等のトラブル防止になるなど多くの利点がありますので、調査計画区域に土地を所有される皆さまのご協力をお願いします。

- 平成27年度調査計画区域／仙北市角館町西長野古寺、中田、鬼壁、桂洲、堂ノ前、高森の各一部
- 調査実施期間／6月下旬から10月下旬
- ※関係者の方々には事前に通知します。
- 問合せ／財政課 国土調査係（田沢湖庁舎） ☎(43) 3385

爽やかな湖畔の風を感じながら走ろう

第30回田沢湖マラソン エントリー開始!



ゲストランナー 高橋尚子さん
2000年シドニー五輪金メダリスト



昨年第29回大会フルマラソンスタートの様子

今年の田沢湖マラソンは第30回および仙北都市制10周年記念大会として、ゲストランナーに高橋尚子さんをお迎えし、**9月20日(日)**に開催されます。市民の皆さんも健康づくりのため、ぜひご参加ください。

エントリーの締切は7月24日(金)です。

当日はコース周辺で交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。詳しくは、仙北市ホームページのイベント欄をご覧ください。

問合せ
田沢湖マラソン実行委員会事務局
(教育委員会スポーツ振興課内)
☎ 43-1116
Eメール marason@city.semboku.akita.jp

1万円が1万2千円に

仙北市げんき商品券発売決定!

1万円が1万2千円の買物ができる「仙北市げんき商品券」の発売が決定しました(販売:仙北市商工会)。

仙北市では、市民税非課税世帯・子育て世帯を支援するため、げんき商品券購入の際に使用できる商品券購入助成券を交付します。

該当すると思われる世帯には、申請書をお送りします。

※『一般市民向け』の商品券は7月11日(土)から販売を開始します。詳しくは、「広報せんぼく」7月1日号でお知らせします。

市民税非課税世帯・子育て世帯向け商品券購入助成券

- 助成対象者
 - 市民税非課税世帯
 - 仙北市住民基本台帳に登録されている世帯で、平成26年度市民税非課税世帯の世帯主(平成26年1月2日以降に転入された世帯についてはご相談ください。)
 - 子育て世帯
- 仙北市住民基本台帳に登録されている世帯で、平成27年3月31日現在、仙北市に在住していた満15歳以下の

児童を現在も養育している世帯の主たる養育者(平成27年4月1日以降に出生または転入し、市内に在住している児童を養育している世帯を含みます。)

- 助成内容/助成対象者1人につき5千円の助成券1枚を交付します。なお、市民税非課税世帯と子育て世帯の両方に該当する場合は、1枚の交付となります。
- 申請期間
 - 6月1日(月)～25日(木)
- 申請・交付場所/仙北市田沢湖・角館地域センター、各出張所、社会福祉課、子育て推進課

【商品券についての問合せ】
仙北市げんき商品券事業協議会事務局
(仙北市商工会 角館本所) ☎ 54-2304

【商品券購入助成券についての問合せ】
▶ 市民税非課税世帯: 仙北市社会福祉課 ☎ 43-2288
▶ 子育て世帯: 仙北市子育て推進課 ☎ 43-2280

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター(サポートセンター) ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター(サポートセンター) ☎ 43-1147

- 田沢出張所(サポートセンター) ☎ 43-1351
- 神代出張所(サポートセンター) ☎ 43-1352
- 西木地域センター(サポートセンター) ☎ 43-2200
- 桧木内出張所(サポートセンター) ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所(サポートセンター) ☎ 49-2159

仙北市中小企業活性化支援事業補助制度 市内中小企業の起業、事業拡張等に 100万円まで補助します

- 交付要件
 - 事業着手前の申請であること
 - 農林漁業、金融保険業、医療福祉、一部のサービス業以外の業種であること
 - 事業主、代表者が市内に居住していること
 - 市内に本店または主たる事業所、工場があること
 - 納期が過ぎた税金を完納していること
 - 商工業起業等応援事業補助金を利用していないこと
 - 補助対象経費が税抜きで50万円以上であること
- 対象経費/施設整備、機械購入など
- 補助金額
 - 起業、新分野進出、事業拡張とも補助対象事業費の2割で100万円限度
 - 補助対象額が150万円未満の場合は原則30万円
 - 製造業、コールセンター業、宿泊業(下宿業を除く)で、複数の常時雇用者が見込め、事業の内容が市の産業の活性化等に効果が大きいと認められる場合は、補助限度額を500万円まで拡大
- 申込・問合せ/商工課(中町庁舎) ☎ (43) 3351

仙北市内産品等売込み支援事業補助制度 市内小規模事業者が首都圏等 で行う販売活動を補助します

- 交付要件
 - 事業着手前の申請であること
 - 市内に住所があり事業を営んでいる小規模企業者であること
 - 市税を完納していること
 - 2事業者以上が協同で実施し、販売品の市内産品割合が2分の1以上であること
 - 市内産品は、自らを除いた市内2事業者以上から仕入れし、その総額が全体仕入れ額の6分の1以上であること
 - 市や商工会等の団体が主催するものでないこと
- 国、県、市、特殊法人等を含む他の団体で実施している他の補助制度を利用していないこと
- 対象経費/平成27年度から新たに『バス運賃』が対象となりました。
- 鉄道運賃、バス運賃、船賃、航空賃、高速道路料金、宿泊料
- 補助金額
 - 1人1回あたり対象経費の2分の1以内で2万円限度、年度内2回限度
 - 同一イベント10万円限度など
- 申込・問合せ/商工課(中町庁舎) ☎ (43) 3351

仙北市商店街等賑わい支援事業補助制度 商店会などが行う 活性化イベント等に補助します



- 交付要件/平成27年度から補助対象総額が『10万円以上』から『5万円以上』に引き下げられました。
- 事業着手前の申請であること
- 商店会や5店舗以上の商店等が行う商店街活性化イベントや販売促進事業であること(同業種やチェーン店のみの団体は該当しません)
- 補助対象経費が5万円以上であること
- 対象経費/賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、借上げ料など
- 補助金額
- 補助対象経費の2分の1以内で30万円限度
- 申込・問合せ/商工課(中町庁舎) ☎ (43) 3351